

持分なし医療法人へ移行する医療施設等にかかる 優遇融資のお知らせ

医療施設等を経営する医療法人が持分なし医療法人へ移行する際に必要な資金について、貸付限度額や償還期間を優遇した融資を実施しております。

《対象となる施設》

◎病院 ◎診療所 ◎介護老人保健施設 ◎介護医療院

融資条件	【優遇適用後の条件】	【通常条件】
利率	基準金利+0.3%※1	基準金利
貸付限度額	2.5億円	病院・老健・介護医療院：1億円 診療所：4000万円
償還期間	10年以内	7年以内
据置期間	1年以内	1年以内

※1 医療貸付利率表（PDF）の「持分なし医療法人への移行にかかる優遇」の利率が適用されます。利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。

※2 お申し込みには、持分なし医療法人への移行計画について、事前に厚生労働省から認定を受けている必要があります。

※3 取扱期限は、令和9年3月31日までとなります。

▼利率表
QRコード



- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

●開設地が東日本(北海道～三重県)：東京本部
福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9940
医療審査課 FAX 03-3438-0659

●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)：大阪支店
大阪支店 TEL 06-6252-0219
医療審査課 FAX 06-6252-0240